埼玉県起業支援金補助事業交付規程

(通則)

第1条 埼玉県起業支援金補助事業(以下「本事業」という。)の交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)交付要綱(令和5年1月25日付け府地事第883号)、埼玉県補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年3月30日規則第15号)、執行団体の指定について(平成31年4月1日付け産支第12号)に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 この規程は、埼玉県起業支援金の対象となる地域(以下、対象地域)において、デジタル技術を活用して地域の課題解決に資する社会的事業を起業する者、及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業する者を対象に、起業、事業承継又は第二創業(以下、「起業等」という。)のための事業費への助成及び起業等に関する伴走支援を行うことで効果的な起業を促進し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を通じて地域の担い手不足の解消や賑わい創出を図る事業に対し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項でいう「Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野」(以下「Society5.0 関連業種等」という。)とは、未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する起業であり、地域経済や雇用に大きな影響を与えることができる産業分野をいう。
- 3 第1項でいう「事業承継」とは、Society5.0 関連業種等であり、その年度の国の交付決定日 以降、本事業の補助事業期間完了日までに承継する事業を実施するための個人事業の開業届出 又は法人の代表者交代を伴い、かつ既存事業とは異なる新たな事業を実施することをいう。
- 4 第1項でいう「第二創業」とは、Society5.0 関連業種等であり、同一の個人事業主又は同一の法人が既存事業とは異なる新たな事業を実施することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 本事業の補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 国の交付決定日以降、本事業の補助事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、労働者協同組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等(以下、「法人等」という。)の設立を行い、その代表者となる者であること。ただし、事業承継又は第二創業をする場合には、国の交付決定日以降、本事業の補助事業期間完了日までに、事業承継・第二創業を行う者であること。
- (2) 埼玉県内に居住していること、又は、本事業の補助事業期間完了日までに埼玉県内に居住することを予定していること。
- (3)法人の本店登記、又は個人事業の開業の届出を埼玉県内の対象地域内で行う者であること。

ただし、事業承継又は第二創業をする場合には、既に法人の本店登記、又は個人事業の開業 届出を行っている者を含むものとする。

- (4) 事業完了後も対象地域において本事業を継続する意思があること。
- (5) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。
- (6) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力との関係を有するものではないこと。ただし、事業承継をする場合には、被承継者及び承継する法人の役員を含み、第二創業をする場合には、第二創業を行う法人の役員を含むものとする。
- (7) 住民税(個人市町村民税、県民税)の滞納がないこと。
- 2 第1項第1号でいう「法人等」とは、中小企業者以外の者(以下「大企業」という。)から、 次に掲げる出資又は役員を受入れていれているもの(みなし大企業)でないものであること。
- (1)発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2)発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 者
- 3 第1項第1号でいう「個人事業の開業届出又は法人等の設立を行い、その代表者になる者」とは、国の交付決定日以降に創業する者であって、本事業の補助事業期間完了日までに法人等の設立を行い、その代表者となる者をいう。ただし、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは法人の代表者が新たに個人として開業届出を行う者はこの要件に含むものとする。
- 4 第2項でいう「中小企業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1)資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号に掲げる業種及び第五号で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3)資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号で定める業種を除く。)に属する 事業を主たる事業として営むもの
- (4)資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業(次号で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5)次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並び に常時使用する従業員の数がその業種ごと定める数以下の会社及び個人であって、その業種 に属する事業を主たる事業として営むもの

業種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
>> #II	山貝りが似	
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及		
びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業	3億円	900人
を除く。)		
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

(補助対象事業)

- 第4条 本事業の補助対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う次の各号すべてに該当する事業とする。
 - (1) 埼玉県が地域再生計画において定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等であること。ただし、事業承継又は第二創業をする場合には、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であること。

なお、以下に定める(ア)から(ウ)の全ての要件に該当するものであることを要する。

- (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)
- (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能である と見込まれること(事業性)
- (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
- (2) 本事業の対象地域で起業等をすること。
- (3) 国の交付決定日以降、本事業の補助事業期間完了日までに起業等をすること。
- (4)公序良俗に反する起業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十 三年法律第百二十一号)第二条において規定する風俗営業等)でないこと。
- (5) 農業、漁業、林業等の第1次産業に属する事業でないこと。
- (6) 埼玉県起業支援金事務局(以下「事務局」という。)、その他関係機関の伴走支援を受けながら取り組む事業であること。
- (7) 本事業の補助事業期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)の他の補助金、助成金、競争的資金、他の道府県で実施されるデジタル田園都市国家構想交付金起業支援事業の交付を受けないこと。
- (8) 過去に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)の他の補助金、助成金、競争的資金の交付を受けていないこと。
- (9) 源泉徴収、労働保険、社会保険等、法令を遵守すること。
- 2 第1項でいう「第1次産業」とは、次の各号のすべてに該当するものをいう。
- (1) 総務省 日本標準産業分類で規定する大分類A (農業、林業)。
- (2) 総務省 日本標準産業分類で規定する大分類B (漁業)。

3 第1項でいう「伴走支援」とは、地域活性化や社会的事業、デジタル技術の活用について豊富な知見を有する事務局及びその他関係機関による申請事業計画の確認・相談対応、起業者の事業計画相談対応、事業進捗状況の確認、経理処理状況の管理・指導、販路開拓等の経営支援、地域で開催される創業塾・セミナー等の紹介及び起業者相互のネットワーク形成支援並びに地域での事業継続に関わる支援をいう。

(補助対象比率及び補助対象限度額)

第5条 本事業の補助対象比率及び補助対象限度額は、補助事業を行うために必要な経費として 事務局が必要かつ適切と認めた経費の2分の1以内であって、140万円以内の額とする。

(補助対象経費等)

- 第6条 補助の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で別表に定める経費とする。
- 2 補助の対象となる経費は、補助事業の実施期間内において発生した経費とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 事業実施期間は、第11条の規定に基づく交付決定の日から、事務局が定める日までとする。

(補助対象者の募集)

- 第8条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、起業支援を行う団体等と 連携した効果的な広報により本事業を広く周知し、補助対象者の募集を行うこととする。
- 2 事務局は、前項の募集に合わせて、適時説明会を開催するものとする。

(補助金の申請等)

- 第9条 本事業における補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に 定める事業計画書等(以下「計画書」という。)を前条第1項の募集を行っている期間に事務局 に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の計画書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 事務局は、申請者から計画書の提出があった時は、当該計画書を別に定める審査要領に基づき審査を行うこととする。
- 4 事務局は、前項の審査結果について、次項の埼玉県への協議の結果を踏まえ、事業の採択を

行い、採択の場合は、補助事業採択通知書(様式第1-1)により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書(様式第1-2)により、当該申請者に対して通知するものとする。

5 事務局は、前項の事業の採択に当たっては、事前に埼玉県に協議しなければならない。

(補助金交付申請書の提出)

- 第10条 前条第4項の規定により、採択通知を受けた申請者は、事務局が定める期日までに補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第2)ならびに補助金・助成金の重複交付が無いことの誓約書(様式第3)、反社会勢力の排除に関する誓約書(様式第4)を事務局に提出しなければならない。
- 2 前項の期日までに、申請者が事務局に交付申請書ならびに補助金・助成金の重複交付が無い ことの誓約書、反社会勢力の排除に関する誓約書を提出しない場合は、交付申請を放棄したも のとみなす。
- 3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第11条 事務局は、前条の規定に基づく交付申請書の提出があった時は、その内容を審査の上、 適正と認めた時は、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書(様式第5)により当 該申請者に通知する。
- 2 事務局は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めた時は、申請に係る事項について修正 を加え又は条件を付して、前項の通知を行うものとする。

(辞退)

- 第12条 第9条第4項の規定に基づく採択通知を受けた申請者が採択通知について、又は前条 第1項の規定に基づく交付決定通知書を受領した申請者(以下「補助事業者」という。)が補助 金の交付について辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届(様式第16-1 又は16-2)を事務局に提出しなければならない。
- 2 第9条第1項の規定に基づき計画書を提出した申請者が、第9条第3項の規定に基づく計画書の審査を辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届(様式第16-3)を事務局に提出しなければならない。

(補助事業計画の変更)

- 第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する時には、計画変更申請書(様式第6-
 - 1) を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合。
 - (2) 補助事業に要する人件費、事業費、委託費間の区分における経費の配分を変更しようとす

る場合。

- (3)補助事業に要する経費のうち、交付申請時に決定した「謝金」「マーケティング調査費」「外注費」「委託費」の使途の変更、又は配分の変更をしようとする場合。
- (4) 第10条第1項の交付申請書に記載した補助事業期間を変更しようとする場合。
- (5)「人件費」及び「店舗等借入費」「知的財産権等関連経費」「謝金」「旅費」を除き、単価5 0万円(消費税抜き)以上の契約をする場合において、2者以上の相手方から見積書を徴取 することが出来ず1者と随意契約をする場合。
- (6) 住宅兼店舗・事務所の共用部分に係る工事費用、設備費用を補助対象とする場合。
- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ交付の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助事業者は次の各号に該当する軽微な変更の場合、変更申請の提出を要さない。
- (1) 補助事業のテーマの達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない計画内容の変更の場合。
- (2) 経費区分である「人件費」と「事業費」の相互間において、補助対象経費のいずれか低い 方の20パーセント以内の配分変更をしようとする場合、かつ「謝金」「マーケティング調査 費」「外注費」を除く経費の場合。
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する時には、速やかに登録変更届(様式第6-2)を事務局に提出しなければならない。
- (1) 個人事業の開業の届出をした場合。
- (2) 法人等の設立を行い、その代表者となった場合。
- (3) 代表者を変更した場合。なお、補助事業期間内における代表者の交代は第3条第1項第2 号に規定する事業承継を行う者のみ認められ、新たに起業する者・第二創業を行う者の補助 事業の期間内における代表者の交代は認められない。
- (4) 補助事業者の居住地及び個人事業の開業の届出をした住所、補助事業者が設立した法人の本店登記の住所を変更した場合
- (5) 個人事業の開業の届出をした後に第2号に規定する法人の設立を行い、その代表者となった場合及び代表者となった法人が会社法(平成17年法律第86号)第2条26号に規定する組織変更をした場合。
- (6) 代表者となった法人が名称を変更した場合。
- (7)第9条第1項の計画書に記載した電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを変更した場合。

(事業の廃止承認)

- 第14条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとする時は、速やかに事業の廃止承認申請書(様式第7)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。その際に既に補助金の交付を受け、事務局が返還すべき金額があると認める時は、当該金額を事務局が指定する期限までに、事務局が指定する方法で返還しなければならない。
- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第15条 補助事業者は、第11条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第19条の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法(明治29年法律第89条)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、 又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれ への質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額 その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立 てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応につ いては、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない こと。

(事業遅延等の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が事業完了予定日までに完了することができないと見込まれる時は、当初の事業完了予定日の前までに事業遅延報告書(様式第8)を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 補助事業者は、事務局が指示する日(以下「遂行状況報告日」という)までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に遂行状況報告書(様式第9)を事務局に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告日から30日以内までに補助事業を完了又は廃止した時を除く。

(事業の完了報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、当該事業が完了した日から14日以内に、

事業完了報告書(様式第10)を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の事業完了報告書を作成するにあたり、補助金に係る支出項目のうち、 消費税等仕入控除税額を、あらかじめ減額しなければならない。ただし、事業完了報告書提出 時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金額の確定)

- 第19条 事務局は、前条の規定に基づく事業完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の検査及び必要に応じて現地調査等(以下「検査等」という。)を行うこととする。
- 2 事務局は、前項の検査等により、第11条の交付決定の内容(第13条第1項に基づく承認 を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件等に基づく補助対象経費の中か ら補助金の交付をする経費を確定し、補助金の額を確定するものとする。
- 3 事務局は、前項の補助金の交付をする経費及び補助金の額を確定した場合には、その旨を補助金確定通知書(様式第11)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第20条 補助事業者が補助金の交付を受けようとする時は、前条の規定に基づく補助金確定通知書を受領した後、事務局に対し補助金交付請求書(様式第12)により請求しなければならない。
- 2 事務局は、前項による請求に基づき補助金を補助事業者に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第13)により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の 全部又は一部の返還を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第22条 事務局は、補助事業者が次の各号に該当する時は、第9条第4項の規定に基づく事業の採択及び第11条の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 法令また又は本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 虚偽申請等不正事由が発覚した場合
 - (3) 交付決定の内容若しくは目的に反して補助金を使用した場合
 - (4) 正当な理由無く第18条に規定する事業完了報告の提出を怠った場合
 - (5) 事務局の承認を受けず当該補助事業を廃止した場合
 - (6) 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合

- (7) 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
- (8) 当該補助対象者又は当該補助事業が、本規程に適合しない場合
- (9) 当該事業者が事務局に提出する誓約書の内容に違反した場合
- 2 前項の規定は、第19条第2項の補助金額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第23条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく取り消しを受けた場合において、既に補助 金の交付を受け、返還すべき金額がある時は、当該金額を事務局が指定する期限までに、事務 局が指定する方法で返還しなければならない。

(加算金)

第24条 補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

(延滞金)

第25条 補助事業者は、第21条第2項及び第23条の規定による返還の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金(加算金がある場合には加算金を含む。)を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第26条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等を補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書(様式第14)により、事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第10・別紙6)を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等がある時は、第18条に定める事業完了報告書に取得財産等明細書(様式第10・別紙6)を添付しなければならない。
- 4 取得財産等のうち、事務局が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当 たり50万円以上の財産とする。
- 5 第1項による取得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、「減価償却資産の耐用 年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
- 6 事務局は、第1項の規定により財産処分の承認に際しては、補助事業者に、原則として当該 承認に係る取得財産等の残存価額(圧縮記帳行わない価額)又は収入から算出される金額を基

に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

なお、収入が残存価額を上回った場合、当該部分の財産処分に発生する収入のうち補助金相 当額を、残存価額に加算して納付させることができる。

(立入検査)

第27条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める時は、補助事業 者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は事務局の指定する者により補助事業者の事業所等 に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助事業の経理)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する事務局の会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(事業化等の報告)

- 第29条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、 自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及 び収益状況等に関する事業化等状況報告書(様式第15)を、事務局に提出しなければならな い。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告を行った日から5年 間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第30条 事務局は、申請者に関して得た情報について、公益財団法人埼玉県産業振興公社個人情報保護規程に従って取り扱うものとする。

(その他)

第31条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年5月27日から施行する。

附則

この規程は、令和2年8月18日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月19日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別表1)

補助対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、 マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費